

令和7年小牧市議会第3回定例会会議録

① 令和7年9月22日第3回市議会定例会（第4日）を小牧市役所議事室に招集された。

② 出席議員は次のとおりである。

1 伊 藤 皇士郎	2 永 井 孝 典
3 猪 飼 健 治	4 黒 木 明
5 大 上 利 幸	6 阿 部 哲 己
7 余 語 智	8 佐 藤 悟
9 佐 藤 早 苗	10 山 田 美代子
11 安 江 美代子	12 谷田貝 将 典
13 諸 岡 英 実	14 河 内 光
15 鈴 木 裕 士	16 石 田 知早人
17 (欠 員)	18 星 熊 伸 作
19 加 藤 晶 子	20 小 川 真由美
21 小 沢 国 大	22 (欠 員)
23 河 内 伸 一	24 小 島 倫 明
25 舟 橋 秀 和	

③ 欠席議員は次のとおりである。

な し

④ 地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者は次のとおりである。

市 長 山 下 史守朗	副 市 長 伊 木 利 彦
副 市 長 笹 原 浩 史	教 育 長 中 川 宣 芳
選挙管理委員会委員長 長 尾 英 俊	代表監査委員 梅 村 圭 輔
市長公室長 入 江 慎 介	総 務 部 長 長 尾 正 人
地域活性化営業部長 石 川 徹	市民生活部長 落 合 健 一
健康生きがい支え合い推進部長 駒 瀬 勝 利	福 祉 部 長 江 口 幸 全
こども未来部長 川 尻 卓 哉	建 設 部 長 堀 場 武
都市政策部長 舟 橋 朋 昭	上下水道部長 笹 尾 拓 也
市民病院事務局長 竹 田 孝 一	教 育 部 長 矢 本 博 士
監査委員事務局長 松 浦 智 明	消 防 長 小 口 高 広
総 務 部 次 長 古 澤 健 一	地域活性化営業部次長 伊 藤 加代子

市民生活部次長	小川真治	健康生きがい支え合い推進部次長	永井政栄
福祉部次長	山本格史	こども未来部次長	野田弘
建設部次長	矢澤浩司	都市政策部次長	川島充裕
上下水道部次長	三品克二	市民病院事務局次長	堀田幸子
教育部次長	岩本淳	会計管理者	舟橋知生
副消防長	高橋直人		

⑤ 本会議の書記は次のとおりである。

事務局次長	小川正夫	議事課長	松宮克哉
書記	舟橋紀浩	書記	伊藤愛

⑥ 会議事件は次のとおりである。

一般質問

1 個人通告質問

議案審議

議案第78号	令和6年度小牧市一般会計歳入歳出決算
議案第79号	令和6年度小牧市土地取得特別会計歳入歳出決算
議案第80号	令和6年度小牧市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
議案第81号	令和6年度尾張都市計画事業小牧文津土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
議案第82号	令和6年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
議案第83号	令和6年度尾張都市計画事業小牧南土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
議案第84号	令和6年度尾張都市計画事業小牧本庄土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
議案第85号	令和6年度小牧市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
議案第86号	令和6年度小牧市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
議案第87号	令和6年度小牧市病院事業決算
議案第88号	令和6年度小牧市水道事業決算
議案第89号	令和6年度小牧市下水道事業決算
議案第90号	小牧市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第91号	小牧市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 議案第92号 小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第93号 小牧市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び小牧市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第94号 小牧市農業委員会の委員及び小牧市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第95号 小牧市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 議案第96号 小牧市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- 議案第97号 (仮称) 農業公園施設整備工事請負契約の締結について
- 議案第98号 高速自動車国道中央自動車道西宮線と交差する小牧市管理の高速道路跨道橋(大山橋)に係る撤去工事に関する実施協定の一部を変更する協定の締結について
- 議案第99号 水槽付消防ポンプ自動車の取得について
- 議案第100号 消防ポンプ自動車の取得について
- 議案第101号 事故に係る損害賠償の額の決定について
- 議案第102号 事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について
- 議案第103号 令和7年度小牧市一般会計補正予算(第3号)
- 議案第104号 令和7年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)
- 議案第105号 令和7年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算(第1号)
- 議案第106号 令和7年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)
- 議案第107号 令和7年度小牧市病院事業会計補正予算(第1号)
- 議案第108号 令和7年度小牧市下水道事業会計補正予算(第1号)

(午前10時00分 開 議)

○議会事務局長(小川正夫)

ただいまの出席議員は23名であります。

○議長(小島倫明)

皆さんおはようございます。これより本日の会議を開きます。本日の議事日程については、配付いたしましたとおりであります。

日程に入る前に、山田美代子議員より、議長の下に、9月19日の一般質問、個人通告質問における発言取消の申出がありました。

発言取消については、質問項目1、児童クラブ支援員についてにおける発言のうち、「293円下がることに気が付いたわけですね。」の後から「1月31日にホームページを見られたんですけど」の前までの発言及び「私にとっても腑に落ちる説明はなかったんですね。」の後から「1月31日にホームページを見られたんですけど」の前までの発言であり、誤解を与える発言として、会議規則第64条の規定により発言を取り消したい旨の申出があったものであります。

お諮りいたします。

発言取消につきましては、申出のとおりこれを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、山田美代子議員からの発言取消の申出を許可することに決しました。

次に、大上利幸議員から議長の下に9月19日の一般質問、個人通告質問における発言取消の申出がありました。

発言取消につきましては、質問項目2、篠岡地区の学校再編についての途中経過における議長の議事進行に対する発言であり、不適切な発言として、会議規則第64条の規定により発言を取り消したい旨の申出があったものであります。

お諮りいたします。

発言取消につきましては、申出のとおりこれを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。よって、大上利幸議員からの発言取消の申出を許可することに決しました。

次に、9月19日の大上利幸議員の一般質問、個人通告質問における発言について、大上議員より議長の下に発言の訂正について申出がありました。

訂正は1か所であります。質問項目1における発言で、「小牧市立伊那小学校において」との発言中「小牧市立」を「伊那市立」に訂正するものであります。

会議規則第64条の規定により訂正することに議長において許可いたしましたので御報告申し上げます。

それでは、日程第1、「一般質問」に入ります。

9月19日に引き続き、個人通告質問を行います。

通告順に発言を許します。

小沢国大議員。

○21番（小沢国大）

皆様、おはようございます。今定例会最後の質問者となりました。最後までよろしく願いいたします。

それでは早速、議長のお許しをいただきましたので、さきに通告してあります質問項目3点について質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

質問項目1、米野小学校改築工事について。

米野小学校は、今年度地元からもようやく建て替えが始まると期待の声も多かったのですが、入札が不調となり計画が現状止まっています。

中止の一報はあったものの、その後どうなっているのかという地元からの問合せや、小牧市立米野小学校改築協議会に携わった方々からも、重要なことなのに中止の一報以降何も連絡がなく心配しているとの声をいただきました。近年周辺自治体でも入札不調の話を多く聞くようになり、今後どうなるか不安が残るところであります。今後の進めかたについて、次の点をお尋ねいたします。

（1）入札不調となった要因について。

詳細についてお伺いいたします。

（2）今後の予定について。

工事のスケジュールについてお伺いをいたします。

（3）情報共有について。

今後、地元関係者への情報共有をどのようにしていくかお尋ねをいたします。

（4）体育館の暑さ対策について。

計画が遅れたことにより、予定期間よりも空調設備が使えない期間が長くなります。対策についてどのように考えているのかお伺いいたします。

以上で質問項目1、1回目の質問を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小島倫明）

質問項目1について答弁を求めます。

○教育部長（矢本博士）

それでは質問項目1、米野小学校改築工事について、（1）入札不調となった要因についてであります。

米野小学校改築事業につきましては、建物の老朽化と児童数の増加に伴う教室不足を解消するため、令和5年度に基本設計、令和6年度に実施設計を実施いたしました。

そして、令和7年度から9年度にかけて工事を実施するため、本年4月に建築工事、機械設備工事、電気設備工事の分離発注による制限付き一般競争入札の公告を行いま

したが、期限までに建築工事の参加申込みがなかったため、入札不調となったものがあります。

入札不調の理由につきましては、複数の事業者に聞き取りを行った結果、建設業界におきましては、昨今の働き方改革として、建設現場の週休2日を推進する動きが加速しており、本市が設定いたしました工期では、その実現が困難であったことが大きな要因であることが分かりました。

続きまして（２）今後の予定について、工事のスケジュールについてのお尋ねであります。

現在、建設現場の週休2日を適用した工期への見直しとともに、設計変更を進めており、それに伴いまして、予算の不足が見込まれるため、補正予算を令和8年第1回定例会に上程をさせていただく予定をしております。

そして、市議会におきまして補正予算がお認めいただけましたら、令和8年度から工事に着手をしてまいりたいと考えております。

なお、工期につきましては、令和8年度から令和11年度とし、新校舎につきましては、令和10年度の2学期から供用開始をしていく見込みであります。

続きまして、（３）情報共有について、地元関係者への情報共有についてのお尋ねであります。

米野小学校改築工事の入札不調後につきましては、不調の要因調査とその対応策の検討や、スケジュールの見直しの検討などを行ってまいりましたが、おおむね新たなスケジュールが固まったところであります。

そのため、まずは米野小学校区の保護者の皆様には、保護者連絡用アプリなどを活用して新たなスケジュールのお知らせをさせていただくとともに、地域住民の皆様に対しましても区の回覧等を活用して情報共有を図ってまいります。

また、併せて市のホームページにも情報を掲載し、広くお知らせをしてまいりたいと考えております。

続きまして、（４）体育館の暑さ対策について、計画が遅れたことにより、予定期間よりも空調設備が使えない期間が長くなることに対する対策についてであります。

市内小中学校の体育館の空調設備の設置につきましては、改築工事の中で設置を予定している米野小学校を除き、今年度、一斉に整備をすることとし、既に、一部の学校では工事に着手をしているところであります。

そのような中、米野小学校では、入札不調により工事着手が遅れ、現在の体育館を利用していただく期間が延長することとなりました。

そのため、米野小学校におきましても、猛暑における児童の学校教育活動を保障す

るため、現在の体育館を利用する間は、移動式エアコンなどを活用することを検討していきたいと考えております。

以上であります。

○2 1 番（小沢国大）

それぞれ御答弁をいただきました、アからウにつきましては再質問ございませんが所見を述べておきたいというふうに思います。

アの入札不調となった要因についてお答えをいただきました。工期が大きな要因であったというふうにお答えいただいたかというふうに思います。

また、イの今後の予定についてもお答えをいただきました。10月から建築資材等が。

失礼しました。（１）から（３）につきましては再質問はありませんが所見を述べておきたいと思います、訂正をさせていただき、アところが（１）ですね、失礼いたしました。

（１）の入札不調となった要因についてお答えいただきましたということで修正をさせていただきたいと思います。ありがとうございます。

また、（２）の今後の予定についてもお答えをいただきました。10月から建築資材等が、また値上がりをするという情報も聞いておりますので、私の立場からは現状では工事を請け負ってもらえる業者に入札をしてもらうように願うくらいしかできませんが、まずは前に進むようにしっかりとした準備をお願いしたいというふうに思います。

また、（３）の情報共有につきましてもお答えをいただきました。入札不調となった情報は、発信してもらったことは分かりましたが、不確定な部分もあり、提供できる情報が固まってから改めてという考えで動いていたかと思しますので、先ほど答弁いただいた内容でも十分かと思しますので、早めに情報発信をお願いしたいというふうに思います。

また（４）の体育館の暑さ対策についてもお答えをいただきました。こちらで最後に１点だけ再質問をお願いしたいというふうに思います。

今年度、米野小学校以外の小・中学校は、体育館の空調設備が随時設置が進んでいるというふうに先ほどお答えをいただいたかというふうに思います。

先ほどの答弁で、移動式のエアコンを活用するということをお考えをお示しいただいたかというふうに思いますが、既に空調設備の設置工事が終わったところの、こうした移動式のエアコンを有するところから優先的に米野小学校への配置を考えてもらえないかというところで、最後、再質問をさせていただきたいというふうに思います。よろしく申し上げます。

○教育部長（矢本博士）

先ほどお答えさせていただきましたとおり、今後、米野小学校につきましては、改築工事の中で空調設備を整備するまでの期間、移動式エアコンなどを活用することを検討してまいります。他の学校におきましては、今年度中に空調設備の整備が完了し、来年度からは暑い時期に使用していただくことができますので、米野小学校につきましても来年度の暑い時期に間に合うように、他の学校から移設することも含めて対応していきたいと考えております。

以上であります。

○21番（小沢国大）

今年は暑さが和らいでいくような予測も出ておりますし、また今日も涼しい日で非常によかったというふうに思うんですけども、まだまだ予測と反して暑い日が出てくる可能性もございますので、可能であれば早期に対応をお願いしたいというふうに思います。

米野小学校の工事が、また本格的に始まっていくと、様々な影響が出てくると思います。特に生徒にも大きな影響が出ますので、また地元の方々からも御意見をいただくことがあると思いますが、その際はお伝えをさせていただきますので、引き続き御対応のほう、よろしくお願いいたします。

以上で、質問項目1の質問を終わらせていただきます。

続きまして質問項目2、開票作業についてということで質問をさせていただきたいと思います。

まずもって長尾選挙管理委員長には、一般質問を行うに当たりまして、出席をいただきまして誠にありがとうございます。

では、本題に入りまして、今年7月20日に第27回参議院議員通常選挙が執行されました。私も今回、立会人として開票作業を見させていただきました。開票作業は、午後9時15分から始まりましたが、愛知県下で近い数値の有権者数を有する自治体の中でも、開票作業の進捗が遅く、深夜遅くまで従事している職員も少なくありませんでした。また、開票作業が深夜にまで及ぶケースも多く見受けられ、今回も比例区に関しては、終了時間が午前3時25分と長時間にわたる開票作業となっていました。ここに細かい表などはお示しできないので実績については、愛知県の選挙速報のページから対象比較していただくと分かりやすいかと思います。30分おきに更新してあるのが、一覧表があるんですけども、多分ここにボードにしたところで、多分見ることはできないと思いますので、ちょうど検索していただけると分かりやすいかと思いますので、よろしくお願いいたします。とにかく時間がかかっているという実情でございます。

今後も、開票作業は、選挙があるたびに必ず行われることから、まずは改善できそうな部分をしっかりと行っていただきたいことから、次の点をお尋ねいたします。

(1) 開票作業の改善策について。

疑問票の解析に時間がかかる状況や、作業の過程で待機している職員が多い場面も見受けられましたが、開票時間が長くなれば、それだけ人件費も増えることとなります。開票にかかる時間を短縮できる部分もあると思いますが、所見をお伺いいたします。

以上で、質問項目 2、1 回目の質問を終わります。

○議長（小島倫明）

質問項目 2 について答弁を求めます。

○総務部長（長尾正人）

それでは、質問項目 2、開票作業について、(1) 開票作業の改善策について、開票時間が長くなれば、人件費が増えることとなる。開票に係る時間を短縮できる部分もあると思うが所見についてのお尋ねであります。

開票作業につきましては、迅速かつ的確な処理が求められており、それを心がけて作業に当たっているところであります。本市では、開票リハーサルの実施等による作業の事前確認の徹底により、開票当日には無駄な動きがないように工夫しておりますが、本市と有権者数が同規模の県内自治体で結了時刻が本市より早いところがあることは承知しております。議員御指摘のように、開票に係る時間が長くなれば、解消に従事する職員の人件費が増えることとなります。本市の開票に係る経費であります、今回の参議院議員通常選挙では、長期使用が可能な備品の購入費用を除き、机等の資材レンタル料、機器の点検料のほか、開票作業に従事する職員の時間外勤務手当など約500万円であり、そのうち5割程度が職員の時間外勤務手当であります。

選挙は、開票のみならず、期日前投票所や当日の投票所の運営に要する経費も多くかかっており、それぞれにおける改善も必要であります。

特に開票作業は、早朝から投票事務に従事した職員が深夜まで携わることとなり、職員の心理的、身体的負担を少しでも軽減させるためにも、開票時間の短縮は課題として捉えております。

これまでも、開票作業の改善に努めてきたところではありますが、今後におきましても、先進自治体の開票作業手順を研究するなど、改善に努めてまいります。

以上であります。

○21番（小沢国大）

それぞれについて御答弁をいただきました。

私がその場において思ったことは、展示の解析時間に係る時間が長くなるようであれば、専門知識を有する方や、展示解析アプリというものが最近ではございまして、そういったものを使うと時間の短縮等にも有効ではないかなというふうに感じたところがございます。

また立会人として疑問票や無効票の確認が最後にまとめて行われているかというふうに思うんですけども、やはり、ある程度そういった票が固まってきたら、立会人が結構待機時間でいろんなところに行ってる時間もあるものですから、そういった時間を活用していただいて説明をしていただきますと、非常に職員さんが丁寧に、この票はなぜ駄目なのかというところを説明していただくので、やはり、最後にまとめてだと時間がかかってしまうというふうな特性もあるかと思いますので、そういった部分の工夫も必要なのではないかなというふうに感じた次第でございます。

時短でいいますと、今後、大きく期待できるのは、電子投票に変更する等の抜本的な方法の変更があるかというふうに思っております。昨年の12月にはなりますけども、大阪府の四條畷市というところで、これは市長選挙と市議会議員選挙の補選だったというふうに記憶をしているんですけども、電子投票が行われたそうでございます。記事を読んだ感想としては、現段階では、多額の費用がかかった割には大きく時短にはならなかったという、全国的にちょっと事例が、今、少ない状況でございますので。その中でも、必要人員が3分の1になったりですとか、大きな会場が必要がなくなったり、負担は確実に減ってるのではないかなというふうに思っております。これらも含めて、将来的には小牧市でも導入に向けて検討していく必要があるのではないかなというふうに思いますけども、現在の考え方についてお尋ねをしたいと思います。よろしく申し上げます。

○総務部長（長尾正人）

電子投票は、同姓や同名の候補者同士で票を分け合う按分票や、候補者名の書き間違いなどによる無効票がなくなるほか、開票作業において、投票用紙の仕分け、計数機を用いた集計作業などが不要となることから、従事する職員の数を減らすことや作業時間の短縮が見込め、結果として、開票に係る経費の削減が期待できます。

実際に、昨年、電子投票を実施した大阪府四條畷市では、開票に係る従事者を減らしておりますが、電子投票の実施に係る委託料及び備品購入費として、約4,600万円の費用が発生しております。

このほかにも、電子投票は、条例の制定により、その自治体における選挙では可能となりますが、現在の法律では、国政選挙に適用されないので、衆議院議員総選及び参議院通常選挙は、これまでと同様に投票用紙を交付する方式になります。

また、電子投票は、これまで取組事例が少なく、広く一般的なものとして根付いていないため、投票中における機器のトラブルを心配したり、投票結果について、現在のように集計作業を目視により確認できないため、集計結果を不安に思う有権者もおみえになるかと思います。このように、電子投票は一定のメリットはあると感じておりますが、その導入については、有権者の電子投票に対する信頼度を上げるとともに、全国統一的な制度の確立が必要と考えております。

以上であります。

○21番（小沢国大）

御答弁をいただきました。

法的な整備も必要であるということも理解をいたしました。開票に従事する職員の中には、朝の投票の立会いから開票作業まで、1日ばかりに従事した上で、課の職員がほとんど従事しているということで、その翌日の時間も、通常時間から出勤をしなければならないという職員さんもいるというふうに、職員さんから実際ヒアリングした形で、次の日はそういったフレックスとか休んだりっていうふうにされてるんですかっていうふうにお尋ねしたときに、いや、各課がほとんど出てきてるから、そういったのは難しいんだよってというようなお話も、実際お聞きをさせていただきました。

昨今、働き方改革が叫ばれる中で、こうした開票作業が、間違いなく市民の税金が使われているということは、先ほど費用がかかることもお答えをさせていただいたとおりでございます。時間を効率よく使うことで、節税効果や職員負担軽減にも大きく影響するので、本市は統一地方選から時期が半年ずれておりますので、結了までにかかる時間が早い自治体に調査に行くなど、より一層の改善につなげていただきますよう、よろしくお願い申し上げまして、質問項目2の質問を終わりたいというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、最後になります。質問項目3のほうに移っていただきたいと思います。

質問項目3、パークアリーナ小牧のイベントの利用について。

今年、小牧市制70周年ということもあり、私が所属する一般社団法人小牧青年会議所では、9月にパークアリーナ小牧をお借りしまして大きなイベントを開催をしました。当日の様子は、ヤフーニュースに取り上げられたくらい、大勢の方に御来場いただくことができました。

しかし、開催をするに当たり、昨年の計画段階では、この利用方法であれば利用可能であると市側から返事をいただいていたにもかかわらず、今年に入り、利用基準の解釈の違いにより、何度も計画変更を余儀なくされました。メンバーからは、市が使う場合がよくて、なぜ我々の事業は使えないのか理解できない。また、実際にあった

やり取りの中で、クロストークはできませんがディスカッションはできますというふうに言われたそうです。これを聞いて皆さんどう思われますか。今後もこうした状況が出てきたときに、現場の窓口は両者とも混乱する状況が容易に想像できるため、次の点をお尋ねいたします。

(1) パークアリーナ小牧を使ったイベントについて。

アとして、イベントの開催の可否について、どのように判断しているのかお伺いをいたします。

イとして、サブアリーナは、利用基準に基づき利用されていると思いますが、明確な事項がないため、現場判断が難しい場合も見受けられます。今後利用したい人が分かりやすいように要項を定めるべきと考えますが、御所見をお伺いいたします。

以上で質問項目3、1回目の質問を終わります。

○議長（小島倫明）

質問項目3について答弁を求めます。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

それでは質問項目3、パークアリーナ小牧のイベント利用について、(1) パークアリーナ小牧を使ったイベントについてのア、イベント開催の可否の判断についてであります。パークアリーナ小牧におけるイベント開催の可否については、イベントの内容に応じて判断をさせていただいております。具体的には、イベントの内容について、あらかじめ主催者に指定管理者と打合せを行っていただいた上で、小牧市スポーツ公園運動施設の管理に関する条例で規定する「公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき」、「施設又はその附属設備を損傷するおそれ、その他管理上支障があると認めるとき」の不許可事由に該当しないか、消防法等の収容人数や安全基準等に関する規定に抵触しないか、その他、ほかの利用者や周辺住民等の影響などを総合的に勘案して判断をしております。

次にイ、サブアリーナの利用基準に関するお尋ねであります。サブアリーナにつきましては、スプリンクラーが設置されていないことから、イベント等の利用に際しましては、利用者の安全確保等の観点から、より厳密にイベントの内容を精査させていただいております。

イベントが、コンサートや演劇、プロスポーツなどの興行目的ではないか、各種物品販売やフリーマーケットなど、多量の可燃物を持ち込むものではないか、火気を使用するものではないかなどの使用制限の基準や、サブアリーナの使用方法、過去のイベントでのトラブルなどを確認し、問題がある場合にはイベント内容の一部変更をお願いするなど、できる限り御利用いただけるよう調整をしているところであります。

しかしながら、今回の小牧青年会議所が会議所が開催されましたイベントでは、使用方法など調整を重ねる中で、幾つか確認事項が生じ、直前に計画変更をお願いすることとなりました。

今回のことを契機に、できる限り分かりやすく、適切な許可・使用制限を行えるよう、消防本部とも協議を行いながら、基準などを見直し、安全にイベントが開催されるよう努めていきたいと考えております。

以上となります。

○21番（小沢国大）

それぞれに対し御答弁をいただきました、やはり今の答弁を聞くと、なかなかその現場判断が何度も必要になってくるのではないかなというふうに思っております。事前に、事前というか、過去にはこういったことはやったけど、こういったことをやったことがないから難しい、ちょっと調整が必要ですよって言って、ああ、それだったら大丈夫ですよというふうで持って帰っていただいたんですけど、また、ちょっと新たに職員をお呼びたてして、再度打合せをしたというふうな経緯もございまして、今回御質問をさせていただきました。

また、今後こうしたところでは、やっぱり何度か行われますと誤解が生じて、なぜ我々ができないんだ、我々が開催することができないんだという、ほかの団体からもそういった誤解が出てくるかと思いますので、やはり、こういった誤解がないように今後対策のほうをよろしくお願いしたいと思います。

そこで、最後に1点だけお尋ねをしたいと思います。パークアリーナ小牧は多くの方が利用したいという声をいただきますが、今回のような誤解が生じないよう、今後どのように周知を行っていくか、1点だけお尋ねをしたいというふうに思います。

よろしくお願いします。

○健康生きがい支え合い推進部長（駒瀬勝利）

基準の見直し結果につきましては、パークアリーナ小牧のホームページに、御利用いただく方ができる限り分かりやすいように、イベント例なども記載をさせていただいて周知をするとともに、イベント主催者などがサブアリーナの利用申込みに来られた際やイベントの打合せに来られた際に、分かりやすく基準の説明を行っていききたいというふうに考えております。

以上となります。

○21番（小沢国大）

御答弁いただきました。

今回は、パークアリーナ小牧の施設に特化して質問をさせていただきましたが、コ

ロナ禍以降、小牧市内各所でイベントを開催したいという相談も受けます。行政では当たり前となっていることが、市民には理解できないことがございます。こうした誤解が生じないように、前例を参考としている施設や場所があれば、分かりやすい要項を更新することや、こうした説明をホームページとかにしっかりと明記していただくことがよいかと思いますので、今後とも対応をよろしくお願いいたします。

以上で全ての質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（小島倫明）

以上で一般質問を終わります。

日程第2、「議案審議」に入ります。

議案第78号から議案第108号までの議案31件を一括して議題といたします。

質疑に入ります。

通告順に発言を許します。

安江美代子議員。

○11番（安江美代子）

議案第96号「小牧市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」お尋ねをしたいと思います。

（1）こども誰でも通園制度の考え方についてお尋ねします。

現在、小牧市は、子育て包括支援センターなどで一時保育事業を行っておりますが、令和8年から始まるこども誰でも通園制度との違いがよく分かりません。この制度の目的をどのように考えているのかお尋ねいたします。

○議長（小島倫明）

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

本市では、家庭における保育が困難な乳幼児や子育てに係る保護者の負担軽減のため、一時預かり事業を行っております。そのうち、一時保育事業は保育園などで実施しており、保護者の仕事や病気、冠婚葬祭、リフレッシュなど、保護者の立場からの必要性に対応することを主な目的としております。

一方、こども誰でも通園制度は、全ての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形での支援を強化するため創設された給付制度で、全ての子どもの育ちを応援することを目的としております。

この制度を利用することにより、子どもにとっては、家庭とは異なる経験や家族以外の人とのつながりが広がることが期待され、保護者にとっては、孤立感、不安感などの解消や、子どもと離れた時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につな

がることが期待されます。

以上になります。

○11番（安江美代子）

次に（2）に移ります。こども誰でも通園制度の利用についてお尋ねいたします。

この制度を利用するに当たって、保護者の認定申請や事業者の認可申請手続など、市がどのように関わるのかお尋ねいたします。

○議長（小島倫明）

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

こども誰でも通園制度は、市町村の認可事業として位置づけられております。市は制度の実施主体として、保護者に対しては利用資格の認定などを行い、事業者に対しては、認可申請の審査や開設準備の整った施設の確認などを行います。

このことから、市は事業者とともに安全を担保する責任を負っております。

直接子どもを預かる事業者が、安全計画の策定や職員配置、事故防止マニュアルの整備・実践などの責任を負っている一方、市は、研修の実施や、認可施設での現地監査など、事業者に対して指導・助言を行う役割を担っております。

以上であります。

○11番（安江美代子）

次に、（3）こども誰でも通園制度の公的責任についてお尋ねしたいと思います。

この制度は、利用者と事業者の直接契約になり、保育所等への入所の利用調整ということはないということです。安全安心で預けられることはもちろんですが、0歳、1歳、2歳児を預かるということです。非常に事故が多いと言われております。私は、事故が起こらないようにするために、市の果たすべき役割をどのように考えているのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（小島倫明）

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○こども未来部長（川尻卓哉）

こども誰でも通園制度においては、利用資格の認定を受けた保護者は、国の整備したこども誰でも通園制度総合支援システムを活用し、保護者自らが利用施設を選定し、利用施設との面談などの手続を経て利用していくことになります。

市といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、制度の実施主体として事業者とともに安全を担保する責任を負っておりますので、利用する子どもが安全に過ごすことができるように努めてまいります。

以上であります。

○11番（安江美代子）

再質問させていただきます。

初めてこの施設を利用する場合ですけれども、先ほども答弁がありました。利用施設との面談等の手続を経て利用していくことになるという答弁がありましたけれども、国のほうでは、オンラインでもこの面談がよいというふうにされているんですけれども、この点、市の考えはどのようになるのかお尋ねしたいと思います。

○こども未来部長（川尻卓哉）

保護者は、子どもと一緒に初回利用の前に利用施設との事前面談を対面で行います。利用施設は、この面談を通じて利用に当たっての基本的な事項を説明するとともに、子どもの様子を対面で直接確認することで、より一層子どもの特徴や保護者の意向などを把握することができます。

市といたしましては、事業者に対して対面での面談を実施するよう依頼し、利用する子どもが安全に過ごすことができるように努めてまいります。

以上になります。

○議長（小島倫明）

次に、余語智議員。

○7番（余語 智）

議案質疑。議案第97号「（仮称）農業公園施設整備工事請負契約の締結について」であります。

（仮称）農業公園につきましては、これまで計画変更や工事の延期等をされてきましたが、今回上程されました整備工事の内容と、今後どのような機能を導入していくのかお尋ねしたいと思います。

1回目として、今回の整備工事についてであります。（仮称）農業公園の整備をどのように行うのか、お伺いします。

1回目の質問を終わります。

○議長（小島倫明）

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

（仮称）小牧市農業公園につきましては、平成30年6月に策定した基本構想において、「食育と環境～農と里山の恵み・ふれあい～」を基本理念とし、身近な農業を通じた食の大切さを理解する場とするとともに、里山を生かし、自然環境とのふれあいの場を通じて農業振興の発信の場を目指すものであります。

今回の整備工事につきましては、この理念に基づき、令和5年度から令和6年度にかけて造成工事を施工した約2ヘクタールの区域において、市民菜園や収穫体験農園を整備するものでございます。

市民菜園につきましては、農業初心者向けに農地を貸し出し、農業振興を図る場として、1区画15平方メートルの菜園を90区画整備する予定であります。また、収穫体験農園については、作物を収穫する喜びを体験し、農業に興味を持っていただくきっかけの場として、約1,450平方メートルの農園を整備する計画です。このほか、付帯する駐車場や園路、雨水排水施設、電気施設、給水施設などを整備を行います。

○7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

2回目の質問をします。

機能の導入についてであります。（仮称）農業公園にどのような機能を導入していくのか、お伺いをいたします。

2回目の質問を終わります。

○議長（小島倫明）

ただいまの質疑に対する答弁を求めます。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

（仮称）小牧市農業公園の整備につきましては、今年度から市民菜園や収穫体験農園などの面的整備に着手し、来年度以降に管理棟や農業用倉庫などを建築工事を予定しており、同時に、市民の憩いの場となるよう、様々な機能を導入していく予定であります。

これら農業公園の機能の導入につきましては、令和5年度に実施した民間事業者への聞き取り調査、いわゆるサウンディング型市場調査を行い、より多くの市民にとって愛着と誇りを持っていただけるよう、民間事業者のノウハウやアイデアを活用した整備や運営の在り方、考えられる事業手法及び事業参入の可能性等を調査をしました。

なお、現時点においても、農業公園につきましては、別途費用をかけず、職員自らがサウンディング型市場調査実施しており、よりよい事業内容や事業スキームの構築に向けて、継続的かつ適宜、民間事業者への聞き取りを行っております。

また、農業公園の導入機能検討に当たっては、令和6年度にお地元の野口地区・桃花台地区の方を中心としたワークショップを実施し、地元住民の方々の御意見を伺うとともに、庁内の主に若手職員で構成したプロジェクトチームにて、企画、子育て、教育、環境、まちづくり、にぎわい創出などの様々な観点から、必要機能について検討を行いました。

さらに、本年8月には、全市民を対象に、市公式LINEにてアンケートを実施し、導入してほしい機能として、産直市場やカフェ、バーベキューとの意見が多くあり、そのほか、水辺の遊び場、雑木林を生かした昆虫採集、現地に竹やぶもあることから、タケノコ掘りなどの意見もいただいたところであります。

こうしたことから、産直市場、カフェ及びバーベキューのうち、産直市場とカフェについては屋内施設の要素が強いことから、現在進めている管理棟の設計に合わせ、サウンディング調査を並行して行い、実現可能かどうか検討していきます。

バーベキューにつきましては、市民アンケートでも人気の高い屋外施設であり、サウンディング調査においても、事業実施の可能性があった機能でもあることから、整備していく考えであります。

いずれにいたしましても、より多くの市民にとって愛着と誇りを持っていただけるような農業公園となるよう、市民菜園や収穫体験農園のみならず、様々な方に楽しんでいただけるよう機能を導入していく考えであります。

○7番（余語 智）

御答弁ありがとうございました。

バーベキューなど、市民の皆様が楽しんでいただける機能を導入していくことが確認できました。

また、農業公園が市民の皆様から愛される施設となることを期待いたします。

それでは、最後の質問をいたします。

今後について、どのようなスケジュールで進めていくのか、お伺いいたします。

○地域活性化営業部長（石川 徹）

今後のスケジュールにつきましては、本議案をお認めいただいた後、速やかに契約を締結し、市民菜園、収穫体験農園、園路、駐車場、雨水排水施設、電気施設、給水施設などの整備工事を行います。

そして、令和8年度から令和9年度にかけて、管理棟や倉庫などの建築工事を実施し、並行して、サウンディング調査等を行う中で、様々な機能を導入した後、令和9年以降のできる限り早い時期の反映を目指してまいります。

以上であります。

○議長（小島倫明）

発言通告による質疑は終わりました。

ほかにありませんか。

（「なし」の声）

発言なしと認めます。

よって、質疑を終結いたします。

ただいま、議題といたしております議案第78号から議案第108号までの議案31件については、会議規則第36条第1項の規定により、議案委員会付託表のとおり所管常任委員会に付託いたします。

お諮りいたします。

ただいま、委員会付託といたしました議案31件は、会議規則第43条第1項の規定により、9月30日までに審査を終わるよう期限を付したいと思います。

これ御異議議ございませんか。

(「異議なし」の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案31件については9月30日までに審査を終わるよう期限を付することに決しました。

以上をもって、本日の議事日程は全部終了いたしました。

次の本会議は、10月1日午前10時より開きますので、定刻までに御参集願います。

これをもって本日の会議は散会いたします。

(午前10時47分 散 会)

令和7年小牧市議会第3回定例会議事日程（第4日）

令和7年9月22日午前10時 開議

第1 一般質問

1 個人通告質問

第2 議案審議

自 議案第 78号	}	質疑	}	委員会付託
至 議案第108号				

議 案 委 員 会 付 託 表

付 託 委員会	議 案 番 号	件 名
予 算 決 算	7 8	令和 6 年度小牧市一般会計歳入歳出決算
	7 9	令和 6 年度小牧市土地取得特別会計歳入歳出決算
	8 0	令和 6 年度小牧市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
	8 1	令和 6 年度尾張都市計画事業小牧文津土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
	8 2	令和 6 年度尾張都市計画事業小牧岩崎山前土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
	8 3	令和 6 年度尾張都市計画事業小牧南土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
	8 4	令和 6 年度尾張都市計画事業小牧本庄土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算
	8 5	令和 6 年度小牧市介護保険事業特別会計歳入歳出決算
	8 6	令和 6 年度小牧市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
	8 7	令和 6 年度小牧市病院事業決算
	8 8	令和 6 年度小牧市水道事業決算
	8 9	令和 6 年度小牧市下水道事業決算
	1 0 3	令和 7 年度小牧市一般会計補正予算（第 3 号）
	1 0 4	令和 7 年度小牧市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
	1 0 5	令和 7 年度小牧市介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）

	106	令和7年度小牧市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
	107	令和7年度小牧市病院事業会計補正予算（第1号）
	108	令和7年度小牧市下水道事業会計補正予算（第1号）
総 務	90	小牧市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	91	小牧市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	92	小牧市使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定について
	93	小牧市の議会の議員及び長の選挙における自動車の使用及びポスターの作成の公営に関する条例及び小牧市の議会の議員及び長の選挙におけるビラの作成の公営に関する条例の一部を改正する条例の制定について
	94	小牧市農業委員会の委員及び小牧市農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	97	（仮称）農業公園施設整備工事請負契約の締結について
	99	水槽付消防ポンプ自動車の取得について
	100	消防ポンプ自動車の取得について
福 祉 厚 生	95	小牧市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
	96	小牧市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
	101	事故に係る損害賠償の額の決定について
文 教 建 設	98	高速自動車国道中央自動車道西宮線と交差する小牧市管理の高速道路跨道橋（大山橋）に係る撤去工事に関する実施協定の一部を変更する協定の締結について

文 教 建 設	1 0 2	事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について
------------	-------	------------------------